



令和2年11月9日(月)から15日(日)まで 秋季全国火災予防運動を実施します!

予防課

消防庁では、空気の乾燥や、暖房器具の使用など、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として、「119番の日」である11月9日から15日まで(一部地域を除く。)の7日間にわたり、秋季全国火災予防運動を実施します。

この運動は毎年春・秋の2回実施しており、今年度は「その火事を防ぐあなたに 金メダル」を全国統一防火標語とし、消防署や消防本部などで様々な取組が行われます。この機会に、防火への正しい知識や技能を修得し、家族や友人にも声をかけ、火災の予防に努めましょう。



秋季全国火災予防運動ポスター
もり なな
森 七奈さん



全国統一防火標語ポスター
しらい せい
白石 聖さん

住宅用火災警報器(住警器)の維持管理

令和元年中の住宅火災の件数は総出火件数の約3割ですが、住宅火災による死者数は総死者数1,486人のうち1,000人と約7割を占めています。住宅火災による死者の発生防止対策の要点「住宅防火いのちを守る7つのポイント～3つの習慣・4つの対策～」を参考に身の回りの火災予防について確認しましょう。

住宅用火災警報器については、新築住宅は平成18年6月から、既存住宅は平成23年6月までに義務化され、その結果、住宅火災による死者数が減少するなどの効果が現れています。住宅用火災警報器の維持管理に当たっては、今後その多くが設置後10年を迎え、電池切れ等により火災時に適切に作動しなくなることが懸念されております。火災予防運動期間中の定期的な点検の実施や、故障や老朽化した本体の適切な交換を行うよう習慣づけましょう。また、本体交換の際には、付加的な機能(連動型、屋外への警報機能など)も併せ持つ機器への交換も推奨しております。

●定期的な作動確認

点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的に作動確認をしましょう。

作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。警報器の本体または電池を交換しましょう。



●古くなったら交換

火災警報以外の警報が鳴った場合

本体の故障か電池切れです。警報器本体を交換しましょう。



地震火災の防止

地震火災を防ぐためには、家具類の転倒防止や安全装置などを備えた火気器具の普及を推進するなどの出火防止対策に加え、住宅用火災警報器、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具などの設置といった火災の早期覚知・初期消火対策、さらには地域の防災訓練や自主防災組織への参加といった、地域ぐるみの防火対策が重要です。

たばこ火災の防止

この秋季全国火災予防運動に合わせて、「たばこ火災防止キャンペーン」(一般社団法人日本たばこ協会主催)も実施されます。「たばこ」を原因とした火災で多くの死者が発生しています。喫煙者の方は絶対に寝たばこはせず、ご家族に喫煙者がいる方は、寝たばこをしないよう声かけをしましょう。



問い合わせ先

消防庁予防課
TEL: 03-5253-7523